

# 三重県飲食店時短要請協力金 特例受付のご案内

令和3年4月26日から令和3年6月30日まで3期にわたって実施していた「三重県飲食店時短要請協力金」について、申請期間内に申請を行えなかった方を対象に、特例で申請を受け付けます。

## 特例受付期間

令和3年8月10日(火)から令和3年9月17日(金)まで  
※消印有効

## 特例受付の対象となる協力金

令和3年度に三重県が飲食店を対象に実施した時短要請に対する以下の協力金

協力金名	要請期間	対象施設
三重県飲食店時短要請協力金（第1期）	令和3年4月26日 ～5月11日	飲食店
三重県飲食店時短要請協力金（第2期）	令和3年5月12日 ～5月31日	飲食店
三重県飲食店時短要請協力金（第3期）	令和3年6月1日 ～6月20日 (四日市市は30日)	飲食店 結婚式場（まん延防止重点措置区域）

申請に係る要件や要項等の変更はありませんので、該当する期の申請受付要項を確認のうえ、申請してください。

- ・申請受付要項や申請書様式等は、県のホームページに掲載します。郵送でお送りすることもできますので、ご希望の方は相談窓口までお問い合わせください。
- ・過去に申請したことがある方は、支給・不支給の結果に関わらず、その期の協力金について再度申請することはできません。
- ・令和2年度に実施した休業要請及び時短要請に対する協力金は、今回の特例受付の対象外です。
- ・協力金の支給等については、正規の申請期間内に申請があったものを優先しますので、あらかじめご了承ください。

## 【三重県時短要請協力金相談窓口】

開設期間：8月10日（火）～9月17日（金）

電話番号：059-224-2247 受付時間：平日の9時から17時

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00010.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00010.htm)